

市佐ヲ講シラ 貸イタ一私等ハ古田四日十二方、物  
右トシテ倒ノ為、計和尙ニスシテ生ノソレノ柱  
ナツテ毫文業務ニ、左支十キ程度、努力セラレシ  
方々ニ付シテ威首セラシタコトハ遂、私等ノ解ヒ  
事、去年十一月御第三アリマス

我々ハ此、眞面目たん今、威セラシルトハ殊ニ威  
志ニアトカナト後考ノ為、理由ヲ云フシノ費、  
ダト問ヘ

復職シ、承知シテ云ハレマシテ復職ノ中間、有難  
モト支給本、例見ルニ斯グ、仍云々、付シテ、數年  
ナラスシテ不知不識、ノ、例似威首シシニ宣例、  
右ニ移等ハ如斯事カ高玄社ニアトスレバ幸ク、  
曰納人向ノ為ヤラ解ラシカナシクトモ尚フ五年間

萬葉集卷之二十三事ノ學本序

復職、上人審議、上決シテ、大モハ私トシテムケテ、あ  
平商博雅ハ考ハ多至キテ  
今也、於テ終ニ計ニ續、總者ヲ古ナリ、集ニシテ、費  
七文、終々古事記詳、出サシト云フ確鑿ヲ得マシ

而、年量相乃生、償ニ聞及件ノ中止ミタル  
川曉引鷗、不口異レバ金額ヲ支給スルニコトア  
リラ

火候度々ハ何等得、事ナリシテ、如何シテ、爲心シテ、物  
ト、カト花ツラニテ先ツヤ一回、大要、右、曲アラ  
ガリマス

ナリ、即ニ固ハ名じタ例アリヤアラル、殊意披靡